

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示

平成18年12月7日

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 元永 秀

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、高規格堤防整備事業と整備検討が進められている公営住宅事業との一体整備について、関係機関との協議を図りつつ、その事業手法と方策について検討を行うものであり、大阪府域における区画整理事業・公営住宅改築事業についての専門的な知識と豊富な経験並びにこれらに関する詳細かつ的確な情報収集能力を有し、併せて高規格堤防整備事業と公営住宅改築事業の一体整備に関して必要な各種関係法令と関係機関調整に精通しているうえに中立・公平な立場での業務遂行が必要であることから、(財)大阪府都市整備推進センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成18年度高規格堤防整備事業計画調整業務

(2) 業務内容 本業務は大和川沿川で推進されている、高規格堤防整備事業と整備検討が進められている公営住宅事業との一体整備について、関係機関との協議、調整を図りつつ、事業手法の検討及び方策について検討を行うものである。

(3) 履行期限 平成19年3月10日

3. 業務目的

本業務は、大和川沿川で検討が進められている大阪府営高野大橋住宅(大和川右岸高野大橋地区)の建替え計画事業、大阪府営藤井寺大井住宅用地活用事業(大和川左岸大井地区)に関して、おのおの周辺市街地域も含め、高規格堤防整備事業と住宅整備との一体整備の実現化を推進するため、関係機関との協議調整を図りつつ、その事業手法と方策について検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

大阪府域における区画整理事業・公営住宅改築事業についての専門的な知識と豊富な経験並びにこれらに関する詳細かつ的確な情報収集能力を有し、併せて高規格堤防整備事業と公営住宅改築事業の一体整備に関して必要な各種関係法令と

関係機関調整に精通していること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面において関連がなく、中立性・公平性に欠けるものでないこと。

発注者以外の行政機関との調整並びに地元組織・NPO・地域住民との調整を行った実績があること。

(4) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関又は地方公共団体の発注による、下記に示される同種業務の実績を元請けとしてすべて有していること。

同種業務：

組合施行の区画整理と一体となった高規格堤防の整備に関する調査検討業務

公営住宅の改築と一体となった高規格堤防の整備に関する調査検討業務

ただし、及びは同一業務でなくても良い。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒582-0009

柏原市大正2-10-8

国土交通省近畿地方整備局 大和川河川事務所

経理課 契約係

電話：072-971-1381（代）（内線224）

FAX：072-971-1480

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成18年12月7日から平成18年12月26日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

（1）に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成18年12月26日16時00分（1）に同じ。持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：

平成19年1月15日16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成17・18年度土木関係建設  
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場  
合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の  
提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提  
案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract :**2006 Super levee business plan and adjustment  
examination business.**

- (2) Time-limit to express interests : ***4:00 p.m. 26 December 2006***
- (3) Contact point for documentation relating to the proposal :  
***Yamatogawariveroffice, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land.  
Infrastructure and transport, 2-10-8, Taishou, Kashiwara-city, 582-0009, Japan Tel  
072-971-1381 Fax 072-971-1480***
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or  
she belongs : ***Yamatogawariveroffice, Kinki Regional Development Bureau,  
Ministry of Land. Infrastructure and transport, 2-10-8, Taishou, Kashiwara-city,  
582-0009, Japan Tel 072-971-1381 Fax 072-971-1480***